

## 建設事業等に係る市町負担金の見直しについて

県と市町においては、県が実施する公共事業等に係る市町負担金に関する運用上の取扱いや今後のあり方について検討・調整を行うため、各市町の副市長、副町長等及び県の関係部長等を構成員とする「三重県市町負担金に係る検討調整会議」を設置しています。

このたび（10月20日）、第2回の検討調整会議を開催し、建設事業等に係る市町負担金の見直しについて県から提案を行い、次のとおり合意しました。

## （合意事項）

## ○ 建設事業に係る市町負担金について

- ・ 県が市町に負担を求めている事業のうち、水産基盤整備事業（県単）、道路事業（県単）、港湾事業（県単）及び公園事業（県単）については、平成23年度から市町負担金を廃止する。
- ・ 国制度等との整合が必要な国庫補助事業等については、直轄事業負担金制度、一括交付金化に伴う国庫補助制度等の動向を注視し、引き続き市町負担金のあり方を検討する。

※【資料9-①】を参照

## ○ 市町負担金のうち事務費の取扱いについて

- ・ 市町負担金のうち事務費については、平成22年度から次のとおり取扱う。

## ア 市町負担金の全額を工事費に充当する事業

- ・ イを除く全ての事業（流域下水道事業を除く）

## イ 事務費負担金を廃止する事業

- ・ 国庫補助事業

水産基盤整備、急傾斜地崩壊対策、港湾、公園、土地区画整理、林道、農業農村整備、都市計画

- ・ 県単事業

水産基盤整備、道路、港湾、公園、林道、農業農村整備

※【資料9-②】を参照

## 建設事業に係る市町負担金について

## 1 基本的な考え方

県が行う土木その他の建設事業を、負担を求める根拠等により次のように分類し、分類 2～4 の事業については引き続き負担を求めることとし、直轄事業負担金制度の廃止の方向性等を踏まえ、分類 1 の事業については廃止の方向で進めます。

なお、一括交付金化に伴う国庫補助制度の動向を注視し、引き続き市町負担金のあり方を検討します。(資料 9 - ③参照)

分 類	主 な 事 業 種 別
【分類 1】県の責任において実施すべき事業	治山、水産基盤整備、道路、河川、砂防、急傾斜地、海岸、港湾、公園
【分類 2】県と市町が共同で実施する事業	土地区画整理
【分類 3】市町の事業を県が代行して実施する事業	林道、農業農村整備、都市計画
【分類 4】地方公営企業にかかる事業	流域下水道

## 2 見直しの内容

分類 1 の事業であっても、国制度等との整合が必要な国庫補助事業、市町に負担を求めない場合には他の市町との間に不公平・不均衡が生じるような事業については、引き続き市町に負担金を求めることとし、下記の事業については 23 年度から負担金を廃止します。

## (1) 廃止対象事業

- ・ 水産基盤整備事業 (県単)
- ・ 道路事業 (県単)
- ・ 港湾事業 (県単)
- ・ 公園事業 (県単)

## (2) 実施時期

平成 23 年度

## 市町負担金のうち事務費の取扱いについて

### 1. 方針

直轄事業負担金制度に係る業務取扱費の廃止、補助事業（公共事業）の事務費に対する国庫補助制度の廃止等の動向を踏まえつつ、社会資本整備が遅れている本県の状況を勘案し、市町負担金は全額を工事費に充当することとし、見直しの内容のとおり取扱うものとします。

### 2 見直しの内容

工事費への充当は、市町負担金を求めている全事業を対象としますが、充当が困難な事業等については事務費負担金を廃止することとします。

#### (1) 見直しの内容

##### ア 市町負担金の全額を工事費に充当する事業

- ・ イを除く全ての事業（資料 9 - ③参照）

##### イ 事務費負担金を廃止する事業

- ・ 国庫補助事業  
水産基盤整備、急傾斜地崩壊対策、港湾、公園、土地区画整理、  
林道、農業農村整備、都市計画
- ・ 県単事業  
水産基盤整備、道路、港湾、公園、林道、農業農村整備

#### (2) 実施時期

平成 22 年度

## 市町負担金に係る基本的な事業分類について

分類区分	定義	対応する主な事業種別	
		現在負担金を求めている事業	現在負担金を求めていない事業
【分類1】 県の責任において実施すべき事業	県が実施すべき事業であり【分類2】～【分類4】に該当しない事業	水産基盤整備事業（国補）※イ 水産基盤整備事業（県単）  道路事業（県単）	治山事業（国補） 治山事業（県単）  水産基盤整備事業（県単）  道路事業（国補） 道路事業（県単）  河川事業（国補） 河川事業（県単）  砂防事業（国補） 砂防事業（県単）  急傾斜地崩壊対策事業（国補）※イ 急傾斜地崩壊対策事業（県単）※ア  港湾事業（国補）※イ 港湾事業（県単）  公園事業（国補）※イ 公園事業（県単）
【分類2】 県と市町が共同で実施する事業	県と市町の協働の施策として、国の補助要綱または県と市町の協議や協定に基づき県が実施する事業	土地区画整理事業（国補）※イ	
【分類3】 市町の事業を県が代行して実施する事業	市町が実施すべき事業であるが、市町が施行することが困難または不適当な場合その他特別な事情があるため県が実施する事業 市町等の申請により県が実施主体となる事業を含む	林道事業（国補）※イ 林道事業（県単）※イ  農業農村整備事業（補助）※イ 農業農村整備事業（県単）※イ  都市計画事業（国補）※イ 都市計画事業（県単）※ア	
【分類4】 地方公営企業にかかる事業	県が実施すべき事業であるが、地方公営企業として、その経費は経営に伴う収入によって充てるとされている事業	流域下水道事業（国補） 流域下水道事業（県単）	

※イは、平成22年度から市町負担金の事務費を廃止する事業

※アは、平成22年度から市町負担金の全額を工事費に充当する事業

〔-----〕内の事業は、今回の見直し案により、平成23年度から市町負担金を廃止し、平成22年度から市町負担金のうち事務費を廃止する事業